

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの
規制等に関する規則

(制定平成十四年三月十二日岐阜県公安委員会規則第二号)

(改正平成十五年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第五号)

(改正平成十七年四月八日岐阜県公安委員会規則第十一号)

(改正平成十七年十月六日岐阜県公安委員会規則第十六号)

(改正平成二十四年七月六日岐阜県公安委員会規則第六号)

(改正令和元年六月二十八日岐阜県公安委員会規則第一号)

(改正令和三年三月三十日岐阜県公安委員会規則第七号)

(利用カードの販売届出等)

第一条 岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。)第三十二条第一項の規定による届出は、利用カードの販売届出書(別記第一号様式)によるものとする。

2 条例第三十二条第一項第四号に規定する公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 届出をしようとする者及び利用カード販売所の電話番号

二 届出をしようとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し)

三 利用カードを自動販売機により販売する場合にあつては、当該自動販売機の機種、製造番号及び所有者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該自動販売機を設置しようとする青少年入場禁止場所の種別

四 利用カード販売所における業務の責任者の氏名、住所、生年月日及び電話番号

五 利用カード販売所付近の見取図

六 利用カードの販売開始年月日

(利用カードの販売届出の変更届等)

第二条 条例第三十二条第二項の規定による届出は、利用カードの販売届出事項の変更届出書(別記第二号様式)によるものとする。

2 条例第三十二条第三項の規定による届出は、利用カードの販売の廃止届出書(別記第三号様式)によるものとする。

(青少年の購入禁止の掲示)

第三条 条例第三十三条第三項の規定による表示は、別記第四号様式によるものとする。

(命令をしようとする場合の手続)

第四条 条例第四十条において読み替えて準用する条例第十九条の七に規定する聴聞の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成八年岐阜県公安委員

会規則第四号) 第二章及び第三章の規定を準用する。

(身分を示す証票)

第五条 条例第四十五条第三項に規定する身分を示す証票(同条第二項の規定により調査し、又は質問をする警察職員が携帯するものに限る。)は、警察手帳その他公安委員会が別に定める証票とする。

(提出書類等の部数)

第六条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部とし、利用カード販売所の所在地を管轄する警察署を経由して提出するものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十七年四月八日から施行する。

附 則

この規則は、平成十七年十月六日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記
第1号様式 (第1条関係)

		※受理年月日		※受理番号		
<h2 style="margin: 0;">利用カードの販売届出書</h2> <p style="margin: 0;">次のとおり利用カードを販売するので、岐阜県青少年健全育成条例第32条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県公安委員会 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">届出者 住所 氏名又は名称</p>						
利用カードを販売する者	(ふりがな) 氏名又は名称 (法人にあっては 代表者の氏名)					
	住 所		都道 府県	市 郡	町 村	番地 番
		(電話番号)				
販売所の名称						
販売所の所在地		岐 阜 県	市 郡	町 村	番地 番	
		(電話番号)				
自動販売機により 販売する場合	機 種					
	製 造 番 号					
	所 有 者	(ふりがな) 氏名又は名称 (法人にあって は代表者の氏名)				
		住 所		都道 府県	市 郡	町 村
		(電話番号)				
		青 少 年 入 場 禁 止 場 所 の 種 別				
販売所における業務 の 責 任 者		(ふりがな) 氏 名				
		生 年 月 日		年	月	日
		住 所		都道 府県	市 郡	町 村
		(電話番号)				
販売開始年月日		年 月 日				

利用カードの販売をする場所付近の見取図

	名 称	所 在 地
利用カードにより 役務の提供を受ける ことができるテレホ ンクラブ等営業所の 名称及び所在地		

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 届出をしようとする者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し）を添付すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙を利用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

		※受理年月日		※受理番号	
<h2 style="margin: 0;">利用カードの販売届出事項の変更届出書</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり利用カードの販売の届出の変更をしたので、岐阜県青少年健全育成条例第32条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">岐阜県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">住所 届出者 氏名又は名称</p>					
利用カードの販売届出書の受理年月日及び受理番号		受理年月日			
		受理番号			
販売所の名称					
販売所の所在地		岐 阜 県	市 郡	町 村	番 地 番 (電話番号)
変 更 事 項					
変 更 の 内 容	新				
	旧				
変 更 年 月 日		年 月 日			

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 販売者に係る事項の変更の場合は、住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し）を添付すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙を利用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

		※受理年月日		※受理番号	
<h2 style="margin: 0;">利用カードの販売の廃止届出書</h2> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり利用カードの販売を廃止したので、岐阜県青少年健全育成条例第32条第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">岐阜県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住所 届出者 氏名又は名称</p>					
利用カードの販売 届出書の受理年月日 及び受理番号	受理年月日				
	受理番号				
販売所の名称					
販売所の所在地	岐阜県	市 郡	町 村	番地 番	(電話番号)
販売廃止年月日	年 月 日				

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

この表示は、岐阜県青少年健全育成条例により定められたものです。

青少年（18歳未満の者）が利用カードを購入することを禁止します。

また、利用カードを購入された方についても、青少年に対して利用カードの販売、頒布、交換、贈与又は貸与を行うと処罰されます。

備考 大きさは、おおむね縦15センチメートル、横30センチメートル以上とする。